

### **3 青森県情報公開・個人情報保護審査会条例**

(平成21年12月青森県条例第90号)

改正 (平成27年3月青森県条例第14号)

改正 (平成28年3月青森県条例第20号)

改正 (平成29年3月青森県条例第8号)

改正 (令和5年3月青森県条例第8号)

#### **(設置等)**

第1条 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第17条第1項及び青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）第16条の規定による諮問に応じて調査審議を行わせ、並びに特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議させるほか、知事の諮問に応じて情報公開制度の運営に関する重要事項を調査審議させるため、青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行う同項の機関は、審査会とする。

#### **(組織)**

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第3条 特定個人情報保護評価に関し、専門の事項を調査審議させるため、審査会に専門委員若干人を置く。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### **(会議)**

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員（特定個人情報保護評価に関する事項に係る会議にあっては、委員及び専門委員）の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員（特定個人情報保護評価に関する事項に係る議事にあっては、委員及び専門委員）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（調査権限）

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（青森県情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問をした同条例第2条第1号に規定する実施機関並びに個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第1条第2項の規定により審査会に諮問をした青森県個人情報の保護に関する条例第3条第1項に規定する県の機関等をいう。以下同じ。）に対し、青森県情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、青森県情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書に記録されている情報又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第10条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第6条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がない

と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項若しくは第6条第3項の規定により審査請求人等から資料若しくは意見書の提出があったとき、又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定により審査関係人から主張書面若しくは資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、審査請求人等（当該資料、意見書又は主張書面を提出した者を除く。）に対し、当該資料、意見書又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を送付しなければならない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料若しくは意見書の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）又は当該資料若しくは意見書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、必要がないと認める場合を除き、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等又は審査関係人の意見を聴かなければならない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(適用除外)

第12条 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議については、第5条第4項、第6条、第8条第2項及び第10条の規定は、適用しない。

(会長への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第14条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月31日から施行する。

(青森県情報公開条例の一部改正)

2 青森県情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第2章 行政文書の開示等

    第1節 行政文書の開示（第5条—第17条）

    目次中    第2節 青森県情報公開審査会（第18条—第27条）    を

        第3節 雜則（第28条—第31条）

    第3章 雜則（第32条—第35条）

    」

「第2章 行政文書の開示等（第5条—第21条）

    に改める。

    第3章 雜則（第22条—第24条）    」

    第2章第1節の節名を削る。

    第17条第1項中「青森県情報公開審査会」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第2項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条第3項中「諮問実施機関」を「第1項の規定により諮問をした実施機関」に改める。

第2章第2節を削る。

第2章第3節の節名を削り、第28条を第18条とし、第29条から第31条までを10条ずつ繰り上げる。

第3章中第32条を第22条とし、第33条を第23条とし、第34条を第24条とする。

第35条を削る。

(青森県個人情報保護条例の一部改正)

3 青森県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

「第4章 青森県個人情報保護審査会（第48条—第57条）

目次中 第5章 雜則（第58条—第60条） を

第6章 罰則（第61条—第66条） 」

「第4章 雜則（第48条—第50条） に改める。

第5章 罰則（第51条—第55条）」

第36条第1項中「青森県個人情報保護審査会」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同条第2項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条第3項中「諮問実施機関」を「第1項の規定により諮問をした実施機関」に改める。

第41条第2項、第43条第2項及び第46条第3項中「青森県個人情報保護審査会」を「審査会」に改める。

第4章を削る。

第5章中第58条を第48条とし、第59条を第49条とし、第60条を第50条とし、同章を第4章とする。

第6章中第61条を第51条とし、第62条を第52条とし、第63条を第53条とする。

第64条を削る。

第65条中「第61条から第63条まで」を「前3条」に改め、同条を第54条とし、第66条を第55条とし、第6章を第5章とする。

(青森県情報公開条例の一部改正等に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の青森県情報公開条例第18条第1項に規定する青森県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）又は前項の規定による改正前の青森県個人情報保護条例第48条第1項に規定する青森県個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について情報公開審査会及び個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

5 情報公開審査会又は個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施

行後も、なお従前の例による。

- 6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 7 青森県住民基本台帳法施行条例（平成14年7月青森県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第48条第1項」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年12月青森県条例第90号）第1条」に、「青森県個人情報保護審査会」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則（平成27年3月青森県条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月青森県条例第20号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正後の青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項、第6条から第8条まで及び第10条の規定は、青森県情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年3月青森県条例第21号。以下「改正情報公開条例」という。）による改正後の青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第17条第1項の規定による諮問があった場合及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年3月青森県条例第22号。以下「改正個人情報保護条例」という。）による改正後の青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第36条第1項の規定による諮問があった場合について適用し、改正情報公開条例による改正前の青森県情報公開条例第17条第1項（改正情報公開条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問があった場合及び改正個人情報保護条例による改正前の青森県個人情報保護条例第36条第1項（改正個人情報保護条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月青森県条例第8号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、青森県情報公開条

例(平成11年12月青森県条例第55号)第17条第1項の規定による諮問がこの条例の施行の日以後にあった場合及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問があった場合について適用し、同条例第17条第1項の規定による諮問が同日前にあった場合及び青森県個人情報の保護に関する条例(令和5年3月青森県条例第3号)附則第2項の規定による廃止前の青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)第36条第1項(青森県個人情報の保護に関する条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による諮問があった場合については、なお従前の例による。